



明るく住みよい社会をめざす 社会を明るくする運動と青少年健全育成町民会議

総務課 総務法制係 ☎(232)2111
中央公民館 ☎(232)2116

7月は、社会を明るくする運動の強調月間です。町では、各団体などと協力して、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築き、併せて、青少年の健全育成の活動を全町民へ広げるための取り組みを進めています。

犯罪や非行をした人たちの更生と青少年の健全な育成を目指して

■社会を明るくする運動
社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

町では、この運動に賛同し、保護司や更生保護女性会と共に、啓発活動などをおして明るく住みよい社会づくりに取り組んでいます。

■保護司
犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援しています。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、犯罪をした人や非行をした少年の改善更生に協力するボランティア団体です。

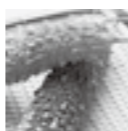
青少年健全育成町民会議

町青少年健全育成町民会議は、次世代を担う青少年の健全な育成を目的として、町や各団体が協力して設立されました。昭和56年の設立以来、「あいさつ運動」「パトロール」「研修会」「親子のふれあい講座」などを行っています。

更生保護のマスコットキャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん サラちゃん



菊陽町ゴーヤーカーテンコンテストを開催します

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

ゴーヤーカーテンのさらなる普及のため、町内を対象とした「ゴーヤーカーテンコンテスト」を開催します。

緑のカーテンで涼しい夏を

ゴーヤーを使った緑のカーテンは太陽からの熱を遮り、葉からの水分の蒸発による冷却作用により、室温が下がり、エアコンなどの使用量が減るため、誰もが取り組みやすい、省エネ・温暖化対策です。

応募資格

町内の家庭、事業所および学校などで、今年度ゴーヤーカーテンを自ら設置していること。

応募部門

①家庭部門 町内で自らが居住している個人住宅

②団体部門 町内の事業所、店舗工場、学校及び保育園・幼稚園など

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、写真を添付の上、メール、持参または郵送でご提出ください。

応募用紙は、役場総合案内、各町民センターにあります。

また、町のホームページからダウンロード

ンロードすることも可能です。

応募期間

7月12日(月)～9月24日(金)

応募先

〒869-1192
住所不要
菊陽町環境生活課 環境係
ゴーヤーカーテン担当宛て

電子メール：kankyoseikatsu@town.kikyuo.lg.jp

表彰

- ・最優秀賞(個人、団体の部各1点)
 - ・優秀賞(個人、団体の部各1点)
 - ・入賞(個人、団体の部各3点)
- 表彰状と副賞の授与を予定しています。

その他

応募のときの注意事項は、応募用紙添付の応募要領や町のホームページでご確認ください。

NPO法人くまもと温暖化対策センター主催の「グリーンカーテンコンテスト」にも同時に応募できます。詳細はお尋ねください。

犯罪の起きにくい社会の実現に向けて

防犯カメラ設置希望事業者を募集します

大津地区防犯協会連合会では、地域での防犯活動を支援し、犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、防犯活動を推進する事業者などで防犯カメラを設置する団体に対し、その設置費用を援助します。

詳しくは、大津地区防犯協会連合会にお問い合わせください。

- 募集対象 町内事業者、自治会、学校など
- 申請方法 申請するときは、事前に大津地区防犯協会連合会へ相談してください。
※申請書類などは、危機管理防災課の窓口または町ホームページで取得できます。
- 申請期限 8月31日(火)
- 補助金の額 限度額 50万円
※設置後の防犯カメラの維持管理は、設置者で行っていただきます。
- 主な補助要件
 - ・主に公道を撮影するものであること
 - ・私有財産や公有財産の管理目的でないこと
 - ・設置場所の所有者の許可を得られていること



申請書類などの提出先

危機管理防災課 消防交通係

☎(232)2110

問い合わせ

大津地区防犯協会連合会(大津警察署内)

☎(294)0110

新農業委員体制スタート

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介します

任期満了に伴い、新しい農業委員が議会の同意を得て町長から任命されました。また、農地利用最適化推進委員についても農業委員会から委嘱されました。ともに3年間の任期となります。

任期：令和3年5月7日から令和6年5月6日まで

■農業委員(9人)※敬称略

農業委員は、法により市町村に設置が義務付けられている行政委員会で、農地法などに基づく許認可事務のほか、農地などの利用の最適化(担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進のために活動しています。

- 鈴木 一男 (曲手)
- 上田 誠也 (中代)
- 前田 洋一 (下津久礼)
- 相馬 安伸 (南方) ※職務代理者
- 眞弓 一保 (鉄砲小路) ※会長
- 青木 積 (八久保)
- 東 慶子 (上中代)
- 大竹 美鈴 (下津久礼)
- 田村 昭敏 (緑ヶ丘)

■農地利用最適化推進委員(9人)※敬称略

農業委員と力を合わせて、担当区域の担い手への農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行います。

- 岩下久美夫 (戸次)
- 山川 登 (道明)
- 阪田 典人 (上中代)
- 坂本 孝則 (津留)
- 原 正輝 (上津久礼)
- 相馬 和幸 (入道水)
- 高木 浩義 (古閑原)
- 西岡 信幸 (馬場)
- 相馬 竜介 (新町西)

■問い合わせ

農業委員会 ☎(232)4924